

徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金
(物価高騰対応重点支援・ZEV補助事業)に係るリース事業者誓約書

徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金(物価高騰対応重点支援・ZEV補助事業)の申請にあたり、本補助要綱の事項を遵守の上、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 以下の項目は必須で☑をすること。

申請書類の記載事項について、事実と相違ないこと。

本補助金を用いた車両(以下、「補助車両」という。)の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。

補助車両のリース期間については、法定耐用年数以上とすること。

リース期間が耐用年数未満の場合は、要綱第5条に定める内容について継続して実施するため、新たにリース契約を行う使用者についても、実施についての同意を求めるとともに、新たな使用者とのリース契約書の写し、貸与料金の算定根拠明細書及びその他県が必要と認める書類を知事に提出すること。

申請者(法人が申請する場合は役員等を含む。)が、暴力団等の反社会的勢力と関係の有さないこと。

本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。

2. 以下の項目は同意をいただける場合に☑をすること。

申請内容について、自動車販売業者へ確認することを承諾します。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住 所 _____

氏名(自署) _____

(主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名)

担当者及び連絡先

担当者名 _____

連絡先 _____